

公 告 第 231 号
令和 7 年 3 月 31 日

被 保 険 者 各 位

三越伊勢丹健康保険組合
理 事 長 白 藤 淳
(公 印 省 略)

規 約 の 一 部 変 更 に つ い て

このたび、下記のとおり規約を一部変更しましたので、公告いたします。

記

1. 第 43 条の見出し「一般保険料及び調整保険料の負担割合」を「保険料及び調整保険料の負担割合」に変更する。
2. 第 50 条（公告の方法）において、「この組合の掲示板に掲示し、又はホームページに掲載する」を「この組合のホームページに掲載する」に変更する。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。